

条 件 承 諾 書

年 月 日

(宛先) 座間市公営企業管理者

申 請 者 建物の名称

所 在 地

所有者又は

代 表 者 名

印

住 所

市が貯水槽以下設備の各戸検針・収納を行うことについて、次の条件を承諾いたします。

- 1 貯水槽以下設備の工事は、座間市公営企業管理者（以下管理者という。）の指示に従い施工します。
- 2 貯水槽以下の水質及び修繕その他維持管理について迷惑をかけません。
- 3 受水槽以下設備に関し、調査等が必要なときは、協力します。
- 4 貯水槽以下設備において、市のメーターの貸与を受けていない場合のメーターは、適切に設置されていることを、確認します。また、配管、配線等の誤りでご迷惑をかけません。
- 5 各戸検針の申請後申請者の資格を失った場合は、その地位を当該建物に係わる正当な申請資格者に対し継承し、速やかに届出します。
- 6 遠隔指示式メーターの場合は、当該メーター製造業者と表示装置の維持管理についての保守委託契約を締結いたします。また、故障が発生したときは、製造業者に速やかに連絡をとり修繕します。
- 7 連絡責任者を選任し、その氏名等を届け出ます。連絡責任者に変更があった場合も同様です。
- 8 貯水槽以下設備の適切な維持管理に努めるとともに、万一き損等により漏水その他不備が生じたときは、建物を管理又は所有する者の責任において直ちに修繕いたします。（市貸与メーター一本体は除く）
- 9 貯水槽以下設備の改造工事、撤去工事又は修繕工事を施工するときは、事前に届け出ます。

- 1 0 貯水槽以下設備に関し、管理者が必要があると認めた調査等に協力します。
- 1 1 この条件承諾書の内容について、居住者に周知いたします。なお、居住者に変更があった場合も同様です。
- 1 2 各戸検針の申請後申請者の資格を失った場合、その地位を当該建物に係わる正当な申請資格者に対し承継し、速やかに届け出ます。
- 1 3 メーター設置場所周辺には、検針等に支障のないよう物等は置きません。
- 1 4 オートロックを設置している場合は暗証番号を報告、若しくはマスターキーのコピーを無償で貸与します。変更する場合も同様とします。
- 1 5 中・高層住宅等の給水業務取扱要綱及びこの条件に違反し、管理者からの勧告を受け、これが是正されないときは、各戸の検針及び収納の取扱いを解除されても異議ありません。